

令和2年(フ)第7890号

決 定

東京都江東区有明三丁目6番11号 T F Tビル東館6階
債務者(破産者) 株式会社レナウン
代表者代表取締役 毛利 憲司

主 文

債務者株式会社レナウンについて破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。
よって、主文のとおり決定する。
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 破産管財人 東京都中央区日本橋3丁目3番4号 永沢ビル5階 永沢
綜合法律事務所
弁護士 永沢 徹
- 債権届出期間 令和3年1月12日まで
- 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集
会の各期日
令和3年3月8日午後2時
- 認否書提出期限 令和3年1月25日
- 債権調査期間 令和3年2月1日から令和3年2月8日まで

令和2年11月27日午前0時

東京地方裁判所民事第20部

裁判長裁判官 谷 口 安 史

裁判官 菊 池 浩 也

裁判官 毛 受 裕 介

これは **正本** である。
抄本

令和2年11月27日

東京地方裁判所民事第20部

裁判所書記官 加賀谷 亨

